



公益財団法人

国際労務管理財団

Juridical Foundation for International Personnel Management

五方笑顔

理事長 池田 英人



国際的な人材交流を通じて、
国境を越えた
心のつながりを創造していきたいという
姿勢をあらわす。
人から人へ、手から手へ。
「心の通う専門サービス」

皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

公益財団法人国際労務管理財団は、1993年に労働省（現厚生労働省）の許可を受けて設立されて以来、外国人技能実習生の受入れを中心に、日本企業の海外進出や技術移転の支援、国際人材交流等を通じて、海外進出企業の発展ならびに技術交流を通じた国際貢献に尽力してまいりました。

外国人技能実習生については、中国をはじめペルー・フィリピン・ベトナム・ネパール・モンゴル・ミャンマーから、これまでに多数の若者を受け入れてまいりました。

各国の若い世代が日本企業の進んだ技術、生産管理システム、労務管理システム、及び勤労精神などを学んだ後、母国の発展に寄与しております。

一方、日本企業からは、外国人技能実習生の受入れが日本人従業員の意識改革にも良い影響を与えてくれるとの声を多く頂戴しております。

また、海外移転や進出など、海外に視野を広めておられる企業向けにも、セミナー開催・海外調査活動などを通じて、主として我が国の中小企業の発展を様々な側面からサポートさせていただいております。

当財団の理念は「協心」という言葉です。これは皆が力を合わせて一つになった心を表します。「人」の重要性を知る企業の皆様の良きパートナーとして「協心」の精神で心の通うお付き合いをモットーにしております。

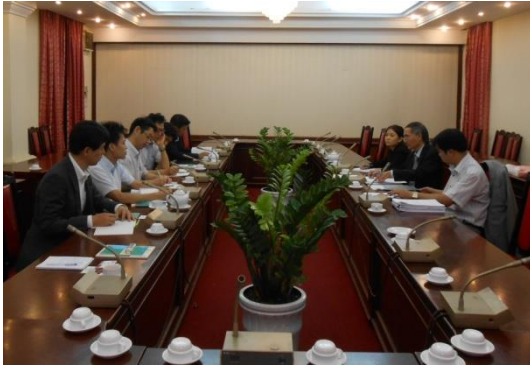
適正な人材交流で、「技能実習生の笑顔」「ご家族の笑顔」「受入企業の笑顔」「送出機関の笑顔」「監理団体の笑顔」の五方の笑顔を、そしてアジアみんなの笑顔を実現できるようサポートさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

沿革

1993. 03	労働省（現厚生労働省）の許可を受け財団法人国際労務管理財団設立 東京、大阪、兵庫、福岡、中国・山東省青島市に事務所開設（～2010.3）	2012. 03	モンゴル国から実習生受入れ開始
1993. 04	外国人研修・技能実習制度創設	2012. 07	中国・中日研修生協力機構より受入れ優秀18団体として表彰される
1994. 04	中華人民共和国から実習生受入れ開始	2012. 11	公益財団法人へ移行
1994. 10	ペルー共和国から実習生受入れ開始	2013. 06	ネパール連邦民主共和国から実習生受入れ開始
1996. 06	ベトナム社会主義共和国から実習生受入れ開始	2014. 08	仙台事務所開設
1996. 08	フィリピン共和国から実習生受入れ開始	2015. 04	国土交通省から外国人建設就労者受入れの特定監理団体の認定を受ける
2001. 09	中国・山東省威海市に威海方正外国語学校開校（～2006.8）	2017. 09	インドネシア共和国から実習生受入れ開始
2002. 09	中国・中日研修生協力機構より研修生受入れ優秀10団体として表彰される	2017. 11	法務省及び厚生労働省から一般監理業務を行う監理団体の許可を受ける 法務省及び厚生労働省から介護職種の追加許可を受ける
2002. 11	三重事務所開設（～2013.3）	2018. 02	ミャンマー連邦共和国から実習生受入れ開始
2005. 03	広島事務所開設	2019. 07	特定技能にかかる登録支援機関として登録される 熊本事務所開設
2005. 04	実習生の集合講習施設として I.P.M.六甲山研修センター設立	2019. 08	札幌事務所開設
2005. 09	名古屋事務所開設	2020. 11	カンボジア王国から実習生受入れ開始
2006. 09	中国・山東省煙台市に煙台華日外国語学校開校（～2009.5）	2020. 12	ベトナム・ハノイ駐在事務所再開設
2010. 04	厚生労働省の許可を受け無料職業紹介事業開始		
2010. 07	新しい外国人技能実習制度による技能実習生受入れ開始		

国際交流事業



海外諸国における労働事情及び
企業の海外進出等に関する調査
研究及び支援等の国際交流事業

海外諸国の青少年等の育成及び親善交
流等の海外諸国との人材交流事業



技能実習生送出し国政府機関との交流
ベトナムDOLAB(海外労働局) 職員招聘
2014年11月

復興支援・経済交流セミナーの開催
仙台市内 2014年9月

ベトナム・フン特命全権大使ほか講演(ベトナム大使館と共催、
宮城県ほか15団体後援、173名参加)



復興支援 気仙沼セミナーの開催
気仙沼市内 2015年1月

ベトナム大使館リエム参事官ほか講演(ベトナム大使館、
宮城県ほか3自治体と共催、6団体後援、70名出席)

外国人技能実習生受入れ事業

技術・技能の修得を目的とする外国人技能実習生受入れ事業を行う
実習実施者の監理団体としての業務

外国人技実習生の受入れは
安心と信頼のI.P.M.にお任せください

外国人技能実習制度は開発途上国等の青壮年が、最長5年間の期間、日本の受入れ企業との雇用関係の下で、実践的な日本の産業上の技能等の修得・習熟することを目的とした国際貢献事業です。I.P.M.では各国政府や送出し機関との密接な連携により、現地で優れた人材の募集・選考し、3か月にわたり日本語や日本での生活や文化に関する教育を行い、来日後は、当財団の六甲山研修センターで、技能実習生研修専門のスタッフによる1か月あまりの充実した研修を更に行い、その後、受入れ企業（実習実施者）へ実習生を配属いたします。

I.P.M.は、豊富な国際労務管理経験を生かし、企業さまが安心して技能実習生を受入れていただけるよう、必要な手続きを迅速確実に行います。I.P.M.は、技能実習生の母国語が話せる職員が毎月受入れ企業さまを訪問し、様々な相談に応じるとともに、専用教材による日本語通信教育、技能実習指導員や生活指導員の皆様と実習生とのコミュニケーション向上のための情報提供などを積極的に進めております。

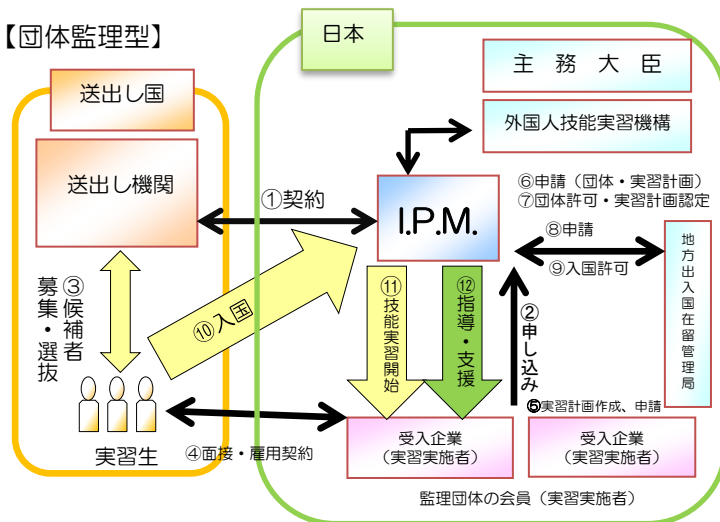
技能実習生の受入れ人数枠

常勤職員総数		技能実習1号口の人数
301人以上		常勤職員総数の20分の1
201人以上	300人以下	15人
101人以上	200人以下	10人
51人以上	100人以下	6人
41人以上	50人以下	5人
31人以上	40名以下	4人
30人以下		3人

人数枠				
第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
		第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

*技能実習生の受け入れには人数制限があり、実習実施者の常勤職員数に応じて、受入れることのできる技能実習生数が変わってまいります。

【団体監理型】



監理団体（公益法人等）が技能実習生を受入れ・監理を行い、受入れ企業等で技能実習を実施

応募者 (外国人技能実習生)	応募条件 18歳以上の男女 - 高校卒業程度以上 - 日本で受ける技能実習と同種の業務に従事している者 - 現地の国や地方公共団体から推薦を受けた者
送出し機関 (海外の派遣機関)	サポート内容 - 受入れ企業の募集希望人数に沿った人材の選抜 - 面接手配 - 現地における日本語教育等の講習(約3ヶ月) - 出国手続 - 送出し後の技能実習生の管理フォロー
I.P.M. (監理団体)	主なサポート内容 - 面接手配、技能実習生の入国手配 - 各種書類作成・提出、手続き - 監査、訪問指導 - 受入れ企業と技能実習生間の指導助言(必要に応じ通訳等を含む。) - 日本における集中的な日本語等の教育指導(約1ヶ月)* - 企業配属後の技能実習生の管理フォロー等 ※I.P.M.では、1か月の講習後も受入れ企業での実習期間中の日本語教育に注力しております。
受入れ企業 (実習実施者)	受入れの条件(抜粋) - 宿泊施設の確保 - 技能実習計画に基づいた実習の実施 - 技能実習内容が同一の反復作業や単純作業でないこと - 生活指導員や、技能実習指導員の配置、等

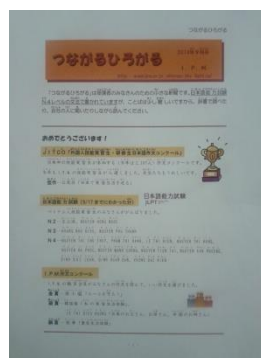
外国人技能実習生への研修 実習生や指導員へのサポート



当財団では、自然環境に恵まれた神戸六甲山の山頂近くに位置するI.P.M.六甲山研修センターにおいて、入国後すぐに技能実習生を受入れ、日本語、日本文化のほか、入管法・労働関係法令に基づく法的保護に必要な情報等の講習を実施しております。

日本語の指導は技能実習生研修専門教師が行うため技能実習現場ですぐに役立つ日本語教材を盛り込みながら指導しています。センターでは管理人のお父さん、お母さんが常駐し、バランスの取れた食事を用意いたします。また、お父さん、お母さんを始め、当財団職員や日本語教師が日本で暮らす上で重要な「躰」についても指導します。これにより、技能実習生達も集団生活を送りながら、日本の習慣やルールを体験によって覚えていくことが可能です。

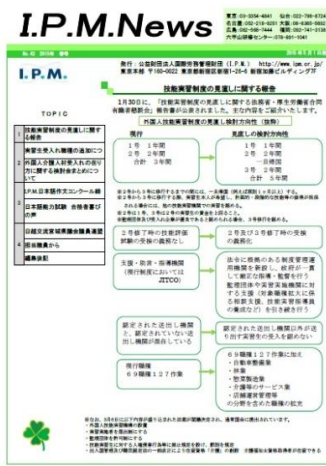
受入れ企業で実習開始後も、毎月通信課題や通信ノートなどの通信教育を通じて、日本語能力の向上を進めています。また、生活指導員や技能指導員に参考となる、オリジナル出版物「外国人若者との付き合い方」を提供し、実習現場での円滑なコミュニケーション向上に努めています。



独自の日本語学習教材

N1合格者もうまっています
(グエンさん)

母国語対応の職員が毎月訪問・指導



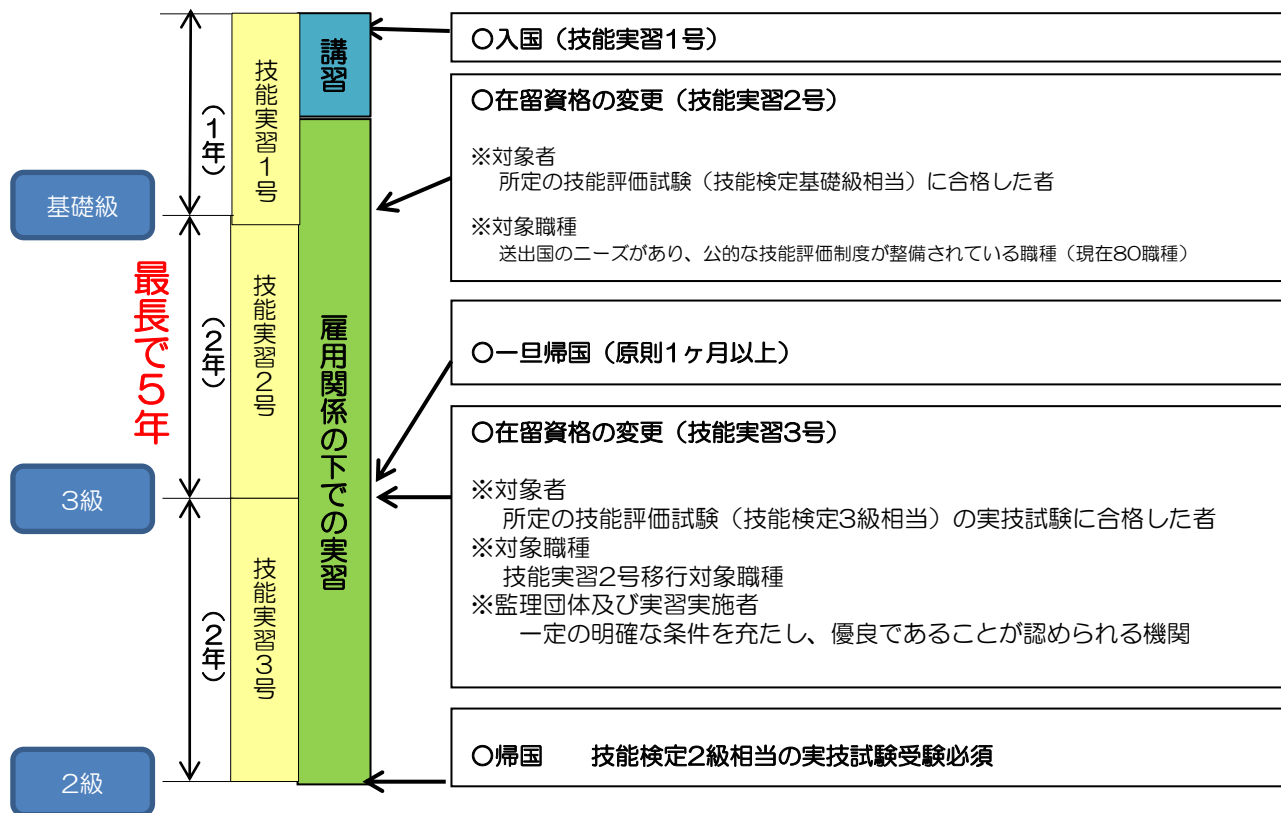
技能実習生とのコミュニケーション向上支援

会報や広報紙の発行

技能実習法の成立

外国人技能実習制度は、2015年国会提出「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（技能実習法）が2016年11月28日に公布され、2017年11月1日に施行となりました。技能実習法では、優良な実習実施者・監理団体については、従来の技能実習1号、2号に加えて、第3号技能実習生として、4～5年目の技能実習の実施が可能となります。

I.P.M.は優良監理団体としての許可を受け、適正で安心、確実な運営サポートをいたします。



今後の職種拡大に向けた取り組み

技能実習制度は現在（2020年7月17日時点）、82職種、148作業が対象となっています。

近年では自動車整備職種と介護職種が、2017年9月29日付でそれぞれ追加されました。また、その後も、農産物漬物製造業職種、リネンサプライ職種、医療・福祉施設給食製造職種、グラビア印刷作業などが、それぞれ追加されております。

今後も様々な職種の追加が予想されますが、I.P.M.では、送出し機関や関連業界の皆さまと連携しつつ、迅速な対応ができるよう周到な準備を進めております。

特に、介護職種については、送出し機関とともに医療短期大学や専門学校と連携して、N4もしくはN3の日本語検定に合格した、優秀な実習生を受入れられるよう、取り組みを強めています。

技能実習生送出機関との連携



I.P.M.では、技能実習生受入れ業務の円滑な推進を図るため、2015年より毎年送出し国において、送出し機関との合同会議を開催しています。

2019年においては、4月1日より始まった新たな外国人材受け入れ制度（特定技能）について、4月9日に中国煙台市、4月23日にインドネシアバンドン市、5月10日にベトナムハノイ市で、送出し機関連絡会議を開催し、新制度にかかる最新情報の交換を行い、大変有意義な場となりました。

また、連絡会議のほかに、在ベトナム日本国大使館と特定非営利活動法人日本国際親善協会（JIFA）共催による日越人材育成フォーラムにおいて、外国人材の技能実習、特定技能、高度人材及び留学など様々な分野での人材育成について、参加者の皆様と情報交換し、適切な送出し受入事業の円滑推進に取り組みました。

I.P.M.主催送出機関合同会議

上：インドネシア・バンドン 2019.04.23
下：ベトナム・ハノイ 2019.05.10



送出機関における日本語教育



送出機関の教育センター



送出機関と連携する医療短期大学の介護教育現場

特定技能外国人支援事業

特定技能外国人の支援を行う登録支援機関としての業務及び有料職業紹介事業

特定技能外国人支援事業は、2019年4月に施行されました新たな外国人材の受け入れに基づき、I.P.M.も登録支援機関として支援及び人材紹介を行っております。

- **特定技能 1 号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
 - **特定技能 2 号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- 特定産業分野**：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、（14分野）建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業
(特定技能 2 号は下線部の 2 分野のみ受入れ可)

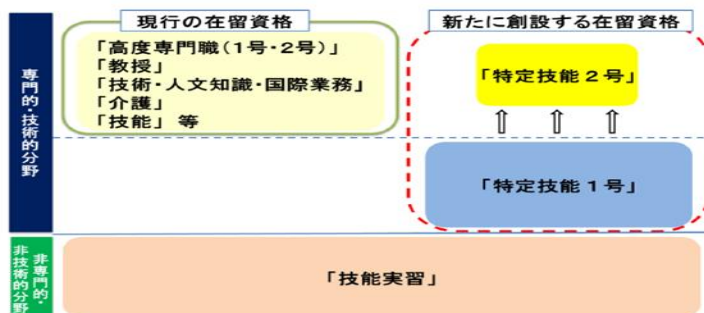
特定技能 1 号のポイント

- 在留期間：1 年、6 か月又は 4 か月ごとの更新、通算で上限 5 年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能 2 号のポイント

- 在留期間：3 年、1 年又は 6 か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



I.P.M.本部及び事務所等所在地

公益財団法人 国際労務管理財団（略称I.P.M.）は、海外進出企業に係る効果的な労務管理システムの開発・普及及び海外進出企業の支援、海外諸国との人材交流並びに外国人技能実習生の受入れ事業等の監理団体として行う事業を通し、海外進出企業における労務管理の適正化及び海外への技術・技能の円滑な移転を図り、もって海外進出企業の健全な発展及びその労働者の福祉の推進並びに国際交流の発展に寄与することを目的とする、内閣総理大臣認定による公益財団法人です。

【公式サイト】 <https://www.ipm.or.jp/>

① 東京本部

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-26-6

新宿加藤ビル7F

TEL. 03-3354-4841

地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」下車徒歩10分

② 札幌事務所

〒060-0032

札幌市中央区北2条東1-3-3

札幌北2条サンマウンテンビル6F

TEL. 011-206-0737

地下鉄南北線「さっぽろ」18番出口から徒歩7分

③ 仙台事務所

〒980-0021

宮城県仙台市青葉区中央2-11-23

太田ビル4F

TEL. 022-796-8724

東北新幹線「仙台」下車徒歩8分／地下鉄南北線「仙台」下車徒歩3分

④ 名古屋事務所

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦1-20-12

伏見ビル4F

TEL. 052-218-9251

地下鉄東山線「伏見」下車徒歩1分

⑤ 大阪事務所

〒530-0054

大阪府大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル6F

TEL. 06-6365-5692

地下鉄谷町線「南森町」またはJR東西線「大阪天満宮」2番出口から徒歩1分

⑥ 広島事務所

〒732-0052

広島県広島市東区光町1-12-16

広島ビル4-5

TEL. 082-568-7444

山陽新幹線「広島」下車徒歩3分

⑦ 福岡事務所

〒810-0073

福岡県福岡市中央区舞鶴2-2-11

富士ビル赤坂5F

TEL. 092-741-3138

地下鉄空港線「赤坂」下車徒歩3分

⑧ 熊本事務所

〒860-0801

熊本県熊本市中央区安政町8-16

村瀬海運ビル203

TEL. 096-288-2555

熊本市電「水道町」下車徒歩3分

⑨ 六甲山研修センター

〒657-0101

兵庫県神戸市灘区六甲山町南六甲1034-64

TEL. 078-891-1041

JR神戸線「六甲道」または阪急神戸本線「六甲」下車タクシー20分

⑩ ハノイ駐在事務所

K.P.C. powered by The Company

Villa A3, 73 Van Bao, Ngoc Khanh,

Ba Dinh, Ha Noi, Vietnam ZIP:11109



I.P.M.は、プライバシーマークを取得し、個人情報等に関する情報セキュリティの確保と継続的改善に取り組んでいます。



I.P.M.は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。